



今号の主な内容▶3面：令和3年度会計年度任用職員（専門職）を募集／4面：緊急事態宣言が発令されました／5面：令和2年第4回定例市議会

## 市・都民税、所得税などの申告が始まります

市・都民税の申告は**市役所**へ  
所得税などの申告（確定申告）は**東村山税務署**へ

### 申告期間

**2月16日(火)～3月15日(月)**

市・都民税の申告は市役所で、所得税などの申告（確定申告）は東村山税務署で受け付けます。なお、令和2年中に清瀬市内に転入された方や令和2年度市・都民税申告書を提出された方には、1月下旬ごろに令和3年度市・都民税申告書を送付する予定です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、密を避けるなどの対策が必要です。市民の皆さまには新しい生活様式を実践していただき、郵送やインターネットでの申告にご協力をお願いします。

☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

### 受付会場の密を避けるために…

## 郵送やインターネットで申告しましょう

### 市・都民税の申告



## 市役所に郵送で提出できます

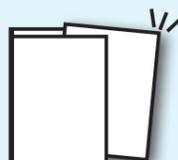
### 所得税などの申告（確定申告）



## e-Taxでの提出や 国税庁ホームページで 作成した申告書を税務署 へ郵送で提出できます

※還付申告は確定申告期間とは関係なく、その翌年1月1日から5年間提出することができます。

※申告期間後の提出の場合、5月～6月の当初の住民税額の算定に間に合わない場合がありますが申告情報が届き次第、随時更正します。



市・都民税、所得税などの申告について詳しくは、  
本号折り込みの「**税の申告特集号**」をご覧ください。